

# 東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業実施細目

18福保生地第1884号

平成19年4月27日

一部改正 7福祉生地第1273号

令和7年12月25日

東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修等の実施、事業者指定、研修指定等については、「東京都障害者（児）移動従業者養成研修事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）及び「東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業者指定要領」（以下「指定要領」という。）に定めるもののほか、この実施細目の定めるところによる。

## 1 研修会場について

- (1) 講義、演習の研修会場及び実習施設は、都内に確保すること。ただし、実習施設については、受講者の通学の利便性など、やむを得ない理由がある場合に限り、都に隣接する県（千葉県、埼玉県、山梨県、神奈川県）の範囲内に確保することができる。
- (2) 講義に使用する研修会場は、各課程とも受講者1人あたりおおむね1.5㎡以上、また、演習に使用する研修会場は1.65㎡以上の広さを確保すること。  
会場の面積については目安であり、基本的には講義については人数分の机と椅子があり、授業形式での講義が可能であること。演習に関しては、演習の実施に支障のない広さが確保されていることを基本とする。
- (3) 研修会場には事務担当者を配置するとともに、当該研修の研修日程表（講師名まで記載されたもの）や受講者名簿を備えておくこと。

## 2 募集方法について

- (1) 1クラス当たりの定員は、各課程とも40人以内とすること。  
なお、研修の受講者が定員を超えないよう特に留意すること。
- (2) 募集活動は、研修事業の指定を受けた後に行うこと。
- (3) 募集広告等は、指定事業者名で行うこと。また、募集広告には、実施課程及び形式、募集定員、受講対象者の要件、研修日程、研修参加費用、会場、本人確認の方法等について明示すること。
- (4) 受講希望者に配布する受講案内書には、学則に基づき、募集定員、研修期間、研修会場、研修日程、研修参加費用、研修修了認定方法等を明示すること。
- (5) 申込受付や受講料徴収等の募集業務は、指定事業者が行うこと。

## 3 カリキュラムについて

- (1) カリキュラムは、通学形式及び通信形式ともに、原則として講義、演習（又は実習）の順に実施すること。  
講義、演習について、やむを得ず実施順序を変更する場合は、受講者に対してその旨を説明

するとともに、変更理由書（会場が確保できないことや講師の都合等は理由とはならない。）を提出すること。ただし、その場合においても、実習は、講義、演習が全て修了した後に実施すること。

- (2) 通信形式の講義は、2週間以上の学習期間を設定すること。学習期間は、開講日から最終レポート提出日までとし、レポートの再提出等を考慮し、最終レポート提出日の後に最終締切日を設定すること。
- (3) 面接指導は、個別面接ではなく受講者全員に対する講義とすること。また、講義を通信の方法によって行う場合の通信の方法で実施する研修科目及び面接指導と通信指導との時間数の割振りは、事業者が研修効果を考慮し決定することができる。
- (4) 複数の都道府県にわたって一体的に実施する通信形式の研修事業については、都内実施の研修事業と同一の事業として認められるもののみを指定する。

#### 4 講師について

- (1) 講師の採用にあたっては、面接や資格免許証等でその適格性について十分に確認すること。
- (2) 演習については、受講生の人数（グループ分けによる実施等）を考慮し適切な人数の講師を配置すること。

また、公共の場所等において演習を実施する際には、周囲への配慮及び安全性の確保の観点から、適切な人員配置を行うこと。

#### (3) 講師基準の詳細

ア 講師の要件欄中「社会福祉施設の施設長（又は管理者）及び主任指導員等」

- (ア) 社会福祉施設には、訪問介護や訪問入浴当の事業は含まない。
- (イ) 主任指導員等とは、施設において直接処遇職員として従事している次の者とする。
  - a 生活相談員（老人保健施設の支援相談員等、施設の種別により名称は異なる）
  - b 主任級の看護職員、介護職員、作業指導員
  - c 介護支援専門員

イ 講師の要件欄中「当該科目を担当する現職の行政職員」

この要件に該当する講師に関しては、現職の行政職員であることを確認するため、毎年度講師履歴を提出すること。

#### 5 施設等の実習について

- (1) 実習開始前までに実習オリエンテーションを30分以上実施し、実習の意義・目的等について指導すること。
- (2) 実習修了後、受講者に各実習科目について「実習レポート」を提出させ、適切かつ効果的に行われたことを確認すること。
- (3) 実習先は、原則として受講者の勤務先としないようにすること。

#### 6 備品・教材について

演習の際の備品・教材等は、受講生の人数に見合った数を用意すること。ただし、演習を施設等における実習に代えて実施する場合にあってはこの限りではない。

## 7 補講について

- (1) 受講者の欠席等により補講が必要な場合は、次の研修を受講させること。
  - ア 当該事業者が別に指定を受けた同一課程の研修
  - イ 他の事業者が指定を受けた同一課程の研修
  - ウ 当該事業者が学則に定める規定（カリキュラム、担当講師一覧、会場設備、実習施設等）に基づき、指定研修とは別に補講のために設けた研修

※ ア及びウの補講を実施しない場合や補講に関し条件を設ける場合は、その旨を予め受講希望者へ周知すること。
- (2) (1) のア又はイにおける補講者の受入れ人数は、受講しようとする各補講科目について、定員の1割までを限度とすること。
- (3) (1) のウにより実施する場合も、1クラス当たりの定員は40人以内とすること。
- (4) 通信形式による面接指導（スクーリング）の補講を行う場合は、次によること。
  - ア (1) のアによる場合は、アが通信形式の場合にあっては、面接指導の内容及び時間数が当該研修と同一以上の場合に限る。
  - イ (1) のイによる場合は、通学形式を受講させて時間数を満たすこと。
- (5) 通学形式及び通信形式の面接指導（スクーリング）の補講を、対象科目の講義のビデオテープ、レポート等により実施することは認められない。

## 8 修了証明書等について

- (1) 修了証明書の発行について

修了証明書及び修了証明書（携帯用）は、受講者が全ての研修日程を修了した後、速やかに交付すること。ただし、受講者が全ての科目を履修したと認められる場合は、本人の申し出に基づき、修了式の前であっても交付できる。

また、介護職員初任者研修等を受講中（修了見込）として、科目免除を適用した受講者については、介護職員初任者研修等を修了したことを確認した上で、修了証明書を交付すること。
- (2) 修了者番号について

修了証明書の修了者番号は、指定通知書に記載された事業者番号及び事業者が付した当該年度の修了者管理番号を記入して発行すること。
- (3) 再発行について

事業者は、修了者から修了証明書の紛失や氏名変更等により再発行の依頼があった場合は、実施要綱の規定に基づき、修了証明書を再発行しなければならない。再発行する場合は、修了者台帳等を確認し、再発行であること並びに旧修了証明書（又は修了証）の発行番号及び発行年月日を記載し、再発行する日付を付して発行すること。

また、台帳等に再発行した年月日等を記載し管理すること。

## 9 通信形式について

研修を通信形式で行う場合は、次の事項に留意すること。

- (1) 指導体制の整備について

自宅での個別学習による質疑等に適切に対応できるよう、電話、FAX、メール、質問票等による指導体制を整えること。

なお、質疑とレポートの提出については、インターネットを活用し、メールにより提出させることもできる。

(2) レポート課題の設定について

ア レポート課題は、各課程のカリキュラムの内容を網羅するものであり、科目ごとに3題以上課題を設定すること。

なお、記述式による課題を含むことが望ましい。

イ 制度改正等があった場合は、その趣旨を適宜取り入れること。

ウ レポート課題の作成は、担当講師が責任をもって行うこと。

(3) レポート答案の設定について

ア レポート答案は、複数回提出するよう設定すること。

イ レポート答案は、3(2)に定める学習期間により、各講義科目のレポート提出期限を定めること。

(4) レポート答案の評価について

ア レポート答案は、添削により学習効果を確認すること。

イ レポート課題の添削は、担当講師が責任をもって行うこと。

ウ レポート答案は、理解度により評価を行うこと。理解度が低い場合は、再提出させて指導を行うこと。

エ 提出された全レポートが合格水準に達していることを確認した後、実施要綱8に定める修了認定を行うこと。

10 研修事業の委託について

研修事業の委託は、原則として行うことができない。ただし、区市町村が事業者の場合に限り、実施する課程及び形式について東京都障害者(児)移動支援従業者養成研修事業指定を受けた事業者へ委託することができる。その場合、委託した内容が明記された委託契約書の写しを添付すること。

11 研修履修期間の特例について

(1) 受講者が、病気等のやむを得ない理由により、実施要綱7に定める履修期間(原則として2か月以内)を超える場合は、あらかじめ受講者から診断書等の書類の提出を求めるとともに、確実に補講を受講できる時期を確認すること。

(2) 学校教育法に基づく学校及び国の法令等により認可された養成施設(以下「学校」という。)については、次に該当する場合に限り、修学期間を限度として研修履修期間とすることができる。

ア 所轄庁に認可された学則(以下「学則」という。)に修学期間が規定されていること。

イ 当該学校の学生のみを対象としていること。

ウ 障害者(児)移動支援従業者養成研修事業を行うことについて学則に規定されていること。

附則

この実施細目は、平成19年4月27日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附則

この実施細目は、平成20年2月1日から施行する。

附則

この実施細目は、平成25年4月3日から施行する。

附則

この実施細目は、平成28年1月25日から施行する。

附則

この実施細目は、令和8年4月1日から施行する。